

## 別添資料 1

### 田代報告書と石川議員反訳対照表

田代報告書	実際の録音	虚偽性
<p>1. 取調べの冒頭、本職が「貴方は、既に政治資金規正法違反の事実で公判請求されており、被告人の立場にあるので、取調べに応じる義務はないということは理解していますか。」と質問したところ、石川は、「その点については、弁護士からも説明を受け、良く理解しています。弁護人から、今回の事件については既に被告人となっているので、無理に取調べに応じる必要はないという説明を受けましたが、小沢先生に対する不起訴処分について、検察審査会が起訴相当の議決をしたのを受けての再捜査でしょうし、私自身も深く関与した事実についてのことでですので、本日は、任意に取調べを受けることにして出頭しました。」旨述べ、取調べを受けることに同意した。</p>	<p>石：失礼します。  田：どうぞ、どうぞ、  田：石川さんさ、録音機持っていない？  石：大丈夫です。  田：大丈夫？  田：この前もさ、そういうこと言ってとった奴がいてさ、それ(携帯)、まあ、電源切ってもらって(携帯機を閉じる音) (00:02:49)   田：石川さん大丈夫？  石：はい。大丈夫です。  田：大丈夫？ 下着の中とか入ってない？(録音機が)  石：大丈夫です。  田：エッヘヘ(笑)  田：これじゃ、あの、名前書いてもらって。  石：はい。(00:03:09)</p>	<p>取調べの冒頭、田代は石川氏に対して、報告書にあるような質問はまったく行っておらず、実際には冒頭部分では、田代は、ひたすら、石川氏が録音機を持っていないかどうかの確認のみに終始しているだけである。そういう意味では、この冒頭の文章だけでも、虚偽有印公文書作成であることは明らかである。</p>
	<p>石：今回、あの一今回、応じないっていう線もあったんですよ、選択に。  田：あった、あったけど、それはもう一番最悪のあれだよな。  石：検審に対して。  田：うん。検審に対して。あと、うちにとっても。(01:57:02)</p>	<p>内容には明らかに齟齬があり、しかも、冒頭というのは真っ赤な嘘で、取調べ開始から2時間近くを経過してからの会話である。</p>
	<p>田：えー「平成22年2月4日」点、えー「政治資金規正法違反の事実で起訴されて」えー被告人という立場にあり、したがって」えー「取調べに応じる義務がないということは」これ、弁護士さんから説明あったでしょ？  石：はい。  田「ということは、弁護士から説明を受けましたし」えー、「本日」点、「検事からも同様の説明を受けて」点、「その内容を理解しました。」。(01:58:33)</p>	<p>ここにいたって、初めて田代は、弁護士から説明を受けていたかどうかの確認を行っているが、実際には、確認というよりも、自分が一方的に作文した供述調書(いわゆる作文調書)を読み聞かせて押しつけるにあたって確認を取っただけのものである。</p>

田代報告書	実際の録音	虚偽性
<p>3. そこで、石川に対し、「これらの点に関し、これまで供述して調書にしたことについては、そのとおり間違いないか。」と申し向けたところ、同人は、「うーん。」と唸り声を上げて暫く考え込んだ後、本職と以下のやりとりをした。</p> <p>石川：問題はそこですよ。そこをどうするかですよ、本職：何が問題なんですか。</p> <p>石川：まあ、4億の収入と土地代金の支出を意図的に書かなかったことやその理由については、これまでどおりでいいですよ。</p> <p>問題は小沢先生に関わる場所ですよ。</p> <p>だって、一昨日、小沢先生は検事に対し、改めて、私から収支報告書への不記載などについて一切説明を受けていないし、定期預金担保貸付の必要性などについても説明を受けていない、収支報告書案も見せてもらっていないなどと言って供述調書を作ったわけですよ。</p>	<p>存在なし</p>	<p>この部分は、まるで実際の会話のように迫真性があるが、まったくの創作であり、石川氏が報告書のようなことを発言している事実はない。</p>
<p>石川：(略) それなのに、私が、今日「これまでの供述はそのとおり間違いありません。」ってやったら、小沢先生の説明を否定することになりますよね。</p> <p>でも、先ほどの4点については、これまで検事から何回も聞かれ、わたしの記憶している限りのことを話して、供述調書も取られてるわけですから、それを今更否定して「あれは嘘です。」なんて言えないと思いますし、本当にどうするのが良いのか分からないんですよ。今日は話だけして、供述調書は作らないという選択はないんですか。</p>	<p>石：はい。うーん…。</p> <p>田：だから基本一番ベスト、ま、あの一、一番波風がたたないのはさ、今までの供述は供述としてそれはもう事実ですと、先生がそれに対してどう解釈したか、また先生の認識については私は分かりませんと。で、まあ、近いとこ、先生は最近もこうこういう供述をしているけども、私は、私は自分の記憶に基づいて事実を、ありのままをお話しているのであって、しているんですということが一番波風たたないし。まあ、変にその一、小沢先生の圧力があるんじゃないかと、そういうことは勘ぐられないんで済むんじゃないかなと思いますけどね。</p>	<p>報告書では、石川氏は、供述はすべて事実だが、小沢氏が相反する供述をしたため、自分の供述を維持すれば、小沢氏の供述を否定した形になる。そのため、石川氏は、真実である供述を維持することにいうことにためらいを持っていることになっている。</p> <p>しかし、実際にはそのような会話は全く存在せず、石川氏が検察や検審と波風を立たせないために供述を維持することを執拗に迫っているにすぎない。</p>

田代報告書	実際の録音	虚偽性
<p>本職：本日の供述内容については供述調書を作成したいと考えているが、それに署名押印するかどうかは貴方自身の判断ですよ。</p> <p>常識的に考えて、今更、署名拒否なんてできないですよ。</p> <p>石川：署名拒否でも良いですか。</p> <p>本職：だから、それは貴方自身の判断ですよ。</p> <p>どうしますか、署名拒否にしますか。</p> <p>石川：そんな、突き放さないでくださいよ。</p> <p>本職：既に署名指印した供述調書については、実際に貴方が貴方の記憶どおりに供述したことが録取されているということで間違いないですか。</p> <p>石川：それは否定できないですよね。、</p> <p>無理に嘘を調書にされたということはありませんし、その内容も毎回、自分でだいぶ長い時間をかけて確認した上で署名指印したんですから。</p> <p>本職：例えば、小沢先生に対する報告とその了承や、定期預金担保貸付の必要性の説明について、貴方がどういう形で供述して調書を録取したか覚えていますか。</p> <p>石川：だいたい覚えていますよ。</p> <p>確か、逮捕された次の日でしたから、今年1月16日土曜日の夜の取調べでは、収支報告書の不記載などにつき、小沢先生に報告をして了承を得たことや、小沢先生からの4億円を表に出さないために定期預金担保貸付を受けるという説明をして了承を得たことを大まかには話したと思いますよ。</p>	<p>田：何も調書取らないってわけにもいかないし(04:20:43)</p> <p>石：調書を全く取らないという選択はないんですか。</p> <p>田：それはあまり意味がないよねー。(00:58:43)</p>	<p>この部分は、まるで実際の会話のように迫真性があるが、まったくの創作であり、石川氏に署名するかどうかの判断を委ねるような発言がないどころか、石川氏に調書を取らないという選択はないように誘導している。</p> <p>また、最高検調査報告によれば、「言葉だけではない、表現、手振り、身振り、はたまた過去の取調べの発言を、あたかもそこで言ったかのように表現していい」とあるが、この部分は、署名拒否についてのやり取りなどは、明らかに実際の取調べと矛盾しているうえ、内部文書としてであるなら、その必然性はまったく存在していない。</p> <p>むしろ、もしも取調べにおいて、その身振りや手振りから、検事の想像で、勝手に言ってもいないことを補って実在の会話のように記すということを「あってもよい」とされたら、検事がそういう印象を一方的に持ったのであれば、今回のように、被疑者が実際に話していることと、まったく正反対の内容の会話を、まるで実際の会話のように書いた供述調書や報告書をいくら作成しても、かまわないということになる。</p>

田代報告書	実際の録音	虚偽性
<p>(石川) 私が、「収支報告書の記載や定期預金担保貸付については、私自身の判断と責任で行ったことで、小沢先生は一切関係ありません。」などと言い張っていたら、検事から、「貴方は11万人以上の選挙民に支持されて国会議員になったんですよ。そのほとんどは、貴方が小沢一郎の秘書だったという理由で投票したのではなく、石川知裕という候補者個人に期待して国政に送り出したはずですよ。それなのに、ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしていたら、貴方を支持した選挙民を裏切ることになりえますよ。」って言われちゃったんですよ。これは結構効いたんですよ。</p> <p>それで堪えきれなくなって、小沢先生に報告しました、了承も得ました、定期預金担保貸付もちゃんと説明して了承を得ましたって話したんですよ。本職：そうでしたね。</p>	<p>石：うーん。なんかヤクザの事件、ま、検事も言ってたけどね。あの一。石川さん、ヤクザの事件と同じなんだよって。(笑) だけど、指導弁護士さんっていうのが、それをしたわけですよ。ヤクザの例を出したわけですよ、共謀共同正犯というのは。(00:22:49)</p> <p>田：うん、うん、まーそのあれ？アドバイザーが？</p> <p>石：はい。</p> <p>田：どーなのかねー。あそこの共謀のところは随分議論になったらしいけどね。</p> <p>うちはほら、要するにさ、ぼくはあの、石川さんに対してね、ま、色んな技をさずけて、調書にした部分もあるけども。</p> <p>石：はい。</p> <p>田：結局、やっぱり法律家であれば、やっぱり共謀の認定っていうのは、ま、認めてはいるんだけど、それじゃ、ちょっと共謀の認定としてはきついよねっていう、位の話はしたじゃない。</p> <p>石：はい。</p> <p>田：で、うちの方は、ま、なんていうかな。うまい具合にさ、そこは、ね、要するにそこは想像したとおりになったわけですよ、うん。だけど、そこのところがやっぱり、検審の、その法律家じゃない人には、ま、理解が多分しづらいところなんじゃないかと思うんだよな。うん。</p> <p>だから、それはなんで、その、大久保にしたってさ、収支報告書に書きませんよっていう言葉で報告したわけじゃないしね、</p> <p>石：はい。</p> <p>田：うーん、それで時期も少し離れてるわけだしさ。</p> <p>ただ、ま。やっぱり背景には、やっぱり、絶対的権力者っていうのは、調書とか何とかってところには一つも出てきてない言葉だから、それをさ、あーいうふうに議決書に書くっていうのはさ、やっぱり、あれ、一つのキーワードになっちゃってんだよな、向こうの議論の中で。うん。だからその、ヤクザの事件で、子分だけに責任負わずのおかしいでしょと。</p> <p>石：はい。</p> <p>田：というのと、おなじだよな。うーん、</p>	<p>石川氏によると、この箇所は「検事も、弁護士費用を親分が出すという点で陸山会とヤクザとは同じだというようなことを言っていたじゃないですか」という意味で氏が言ったものである。(別添資料6)</p> <p>田代検事がやくざの事務所と小沢一郎事務所を同じような構図に見立てていた。しかも、検察審査会の補助弁護士も同じような論理で小沢さんの共謀を導いていこうとし、それが小沢氏の起訴議決につながったことについて、石川氏が不満を述べたものであり、報告書のニュアンスとは180度違う。</p> <p>さらに、11万人の選挙民云々の話は、勾留10日目から取調べに来るようになった吉田副部長が「<u>11万8千655人の選挙民から投票してもらったんですよ</u>」<u>と言ったものであり、田代検事の取調べでは、このようなせりふはまったく出ていない。</u></p> <p>したがって、田代検事に、もし記憶の混同があったのだとしたら、それは、<u>自分ではない他人の記憶と混同したことになる。</u>田代の弁解がまったくの嘘である証拠であるうえ、そもそも、石川氏が検事に諭されて耐えきれなくなって、報告したと話したという事実自体が存在しないので、根本的な虚偽である。</p>

田代報告書	実際の録音	虚偽性
<p>石川：それで、翌日1月17日の日曜日、更に具体的にその状況を確認した上で、供述調書を録取しようとしたら、貴方は「安田先生から、土日は絶対に供述調書に署名したら駄目だと言われているので勘弁してください。」と言って、供述調書を作成させませんでしたよね。</p> <p>石川：確かに、そう言いました。</p> <p>本職：そして、1月18日月曜日、土日は貴方の言うとおりの供述調書は作らなかったが、今日はこれまでの供述内容を調書にしますよと言うと、貴方は、「実は、今日も接見で安田弁護士から、『どんな内容の調書であっても署名してはならない。例え供述したとおりのことが書いてあると思っても、どういう使われ方をするか分からないから、署名は拒否するように。』ときつく言われたんですよ。検事、本当に申し訳ないんですが、もう1日待ってもらえませんか。」などと言って泣き付いてきましたよね。</p> <p>石川：そのとおりです。</p> <p>本職：結局、1月18日も供述調書は作成せず、1日待って19日になっても、「今日の接見でも、安田先生から署名拒否を強く指示されたので署名できない。」などと言って、ごねていたじゃないですか。</p> <p>石川：そうでしたね。</p> <p>でも、検事から、「供述していることが事実であって、そのとおりの内容が供述調書に取られているのであれば、署名拒否する理由はないでしょ。」と理詰めで来られて、私もそのとおりだと思ったので、最後は、私が「調書に署名したことは、安田先生には内緒にしてください。」とお願いして、この日に供述調書を作ったんですね。</p>	<p>存在せず</p>	<p>実際の取調べの中では、報告書のような会話はまったく存在しない。</p> <p>うる覚えであったり、記憶が混同しているなら、このような精密詳細な会話体で書かれていることはまったく不自然であるため、創作であると考えるのが妥当である。</p> <p>よしんば、過去に、これに似た弁護士との会話が存在したとしても、実際には、田代自身が自白しているように、石川議員を脅し、また、起訴にはならないからと「技を授けるから」と騙して、事実ではない調書に署名を渋る石川議員を説得したというのが事実であり、弁護士が、事実を隠蔽させようと言ってくるめようとしているかのような報告書の表現は、まったくの出鱈目である。</p> <p>また、この日の録音の中に、唯一、「弁護士」が出てくる箇所として、</p> <p>田：で、あの車が出れば当然、まず撮るだろうし、あとついてくる人がいるかどうかね。今日あれ、弁護士さんからはさ、あの一、行って全部否定してこいとか言われなかった。</p> <p>石：いや、全然、そんなことは言われなくてよ。</p> <p>田：行ってどう対応してこいって言われるの。</p> <p>石：いや、ちゃんと。</p> <p>田：事実をちゃんと、</p> <p>石：ま、そうですね。(05:09:04)</p> <p>という部分があるが、ここで出てくる弁護士とは、安田弁護士ではなく、木下弁護士であり、当然ながら、混同の余地は存在しない。</p>

田代報告書	実際の録音	虚偽性
<p>本職：そういう経緯で供述調書を作成し、その後も何度か同じ趣旨の供述調書を録取しているわけだから、現段階で、供述調書への署名指印を拒否したり、供述を後退させる、例えば、最初のころのように、収支報告書の不記載なども定期預金担保貸付も、全て貴方の判断で行ったことで小沢先生には報告も説明もしていないし、了承も得ていないとするのは、慎重に考えた方がいいですよ。特に、供述を後退させた場合に、その供述調書を読んだ人がどう思うかということですよ。</p> <p>石川：どう思いますかね。</p> <p>本職：それは貴方が供述調書を読む人の立場に立って考えて判断すればいいんじゃないですか。</p>	<p>石：今日の調書は検審も見erわけですね。</p> <p>田：見るよ。見ます見ます。だってそのために取るわけだから。それで一、その、それを見せたときに、見せて、検審がその絶対的権力者である、というところにどれだけ、疑問をもつかっていうかさ。</p> <p>石：うーん。</p> <p>田：だからその、絶対権力者とかなんとか言われてるけども、きちんと別になんていうのかな、話をして、逮捕されている時と同じ話をして。</p> <p>石：はい。</p> <p>田：別に小沢先生とね、口裏合わせをしたり、圧力をかけられてね、言うことを後退させたり、そういうことはしてませんと。(00:33:21)</p> <p>田：ま、だから、それは、最初に言っているように、<b>ここで全部否定することは、逆に火に油を注ぐことになるよね。</b></p> <p>石：はい。(00:34:32)</p> <p>石：あ、そうすか。じゃ、来るまでは、私がもう、全面ひっくり返してそういう供述は認めません、みたいな。</p> <p>田：いやー、そういうことを言うんじゃないかっていう人もいるしさ、そんなことをしたってね、<b>あの一火に油注ぐだけって事はちゃんと分かっているでしょと。</b>だからそら、従前の供述は維持するんじゃないのと。(略)あとそれを認めるか否認するかは小沢先生の側の問題なんだから、石川さんは石川さん、<b>で従前通りの供述を維持するのが賢明だって事位は分かっているでしょ</b>とかいう人もいるし。うん。(1:17:35)</p>	<p>田代は、石川氏に、自由意志で話をさせるのではなく、逮捕されたときと同じ話をするように強く求め、供述を変更すると、検察幹部や検審の心証が悪くなり、起訴議決の可能性が高まることを再三にわたって強調して誘導している。</p> <p>しかし、このような発言は、一切報告書には描かれていない。</p> <p>ちなみに、田代が席を外している際、石川氏と事務官の間で以下のような会話が交わされていることは、検察内に小沢氏を強硬に起訴したがっている幹部がいることが共通認識であったことを表しており、非常に興味深いことを指摘しておく。</p> <p>石：え、そんなに何か幹部怒ってるの？</p> <p>事務官：え。まあ、<b>一部の、一部の過激派？</b>ていうかなんていうか。</p> <p>石：<b>大鶴さんとか？</b></p> <p>事務官：<b>あ、まあ、はっはっは。</b></p> <p>石：だけど起訴された後で、こうやって呼ばれてまたそういう話を開くと嫌ですよ。</p> <p>事務官：そうですね。</p> <p>石：恐ろしいですよ、(01:27:11)</p>

田代報告書	実際の録音	虚偽性
<p>石川：今更、小沢先生は関係ありませんでしたなんて言っても、信じてもらえるわけがないし、かえって、小沢先生が口止めしたに違いないとか、やっぱり絶対的権力者なんだなって思われますよね。</p> <p>本職：そう解釈される可能性もあるでしょうね。</p> <p><b>石川：いや、みんなそう思うんじゃないですか。</b></p>	<p>田代：(略)でもね、そういうふうだね、多分、石川さんは小沢先生からねじまかれてきてね、弁護士からねじまかれてきて今までの供述を多分全面的に否定するだろうと、</p> <p>石：はい。</p> <p>田：って、いうふうな想像をしている人は結構いて。</p> <p>石：あー、そうですか。</p> <p>田：結構いるのよ。</p> <p>石：あーそう。そんな気はないですね。</p> <p>田：だけど、それをやっちゃうとさ。やっぱり、その、なんていうのかな。あーそのま、いわゆる強硬な、ね、考え方の人の思うツボっていうか。</p> <p>石：はい。</p> <p><b>田：もしそういうふうにしたらさ、それを讀んだ人はどういうふうと思うかっていうのさ、容易に想像つくじゃない。うちの幹部にしてもそうだし、検審にしてもそうだよな、なぜそういう供述になったのかっていうのをさ、みんな色々想像するよね。</b></p> <p>石：そしたら、また絶対的権力者の話を裏付けることになるんですか。</p> <p>田：ほら、やっぱり絶対的権力者じゃん、あの、背景っていうか、あの先入観があるとさ、有る限り、やっぱりさ、結構きついよね、その部分かね。(00:19:40)</p> <p>田：うーん、それで時期も少し離れてるわけだしさ。</p> <p>ただ、ま。やっぱり背景には、やっぱり、絶対的権力者っていうのは、調書とか何とかってところには一つも出てきてない言葉だから、それをさ、あーいうふうに議決書に書くっていうのはさ、やっぱり、あれ、一つのキーワードになっちゃってんだよな、向こうの議論の中で。うん。だからその、ヤクザの事件で、自分だけに責任負わずのおかしいでしょと。(00:22:49)</p>	<p>絶対権力者という言葉が石川氏が使っている点で共通するが、「供述を変えれば、絶対権力者である小沢氏が口止めしたと思われる」という論理は、石川氏が主張したのではなく、田代が石川氏に無理矢理押しつけている論理に過ぎない。</p> <p>二人の会話はまったく逆転しており、これが記憶の混同であるとすると、田代検事は、自分の話したことと石川氏から聞いたことの区別さえついていないことになる。</p> <p>ちなみにこの取調べの中で、「絶対権力者」又は「絶対的権力者」という言葉は、合計8回出てきているが、そのうち7回までもが田代が発している。</p> <p>(時間表示でいうと、次のとおり。 00:19:40 00:22:49 00:33:21 (2回) 00:53:49 00:55:47 04:05:30 04:20:43</p> <p>これらは、いずれも、田代が執拗に、絶対権力者又は絶対的権力者というキーワードを使って、石川氏に供述を押しつけているところなので、その意味でも、この報告書は、徹頭徹尾、事実と反する創作であり、虚偽性は高いのは明白である。</p>



田代報告書	実際の録音	虚偽性
	<p>石：今日の調書は検審も見erわけですね。</p> <p>田：見るよ。見ます見ます。</p> <p>だってそのために取るわけだから。それでー、その、それを見せたときに、見せて、検審がその絶対的権力者であると、いうところにどれだけ、疑問をもつかっていかさ。</p> <p>石：うーん。</p> <p>田：だからその、絶対権力者とかなんとか言われてるけども、きちんと別になんていうのかな、話をして、逮捕されている時と同じ話をして。</p> <p>(00:33:21)</p>	
	<p>田：だから、なんでいうかな。そうに違いないって、要はそれも偏見の1つなわけなんだよ。結局、石川さんは、小沢先生にねじ巻かれてくるに違いないと。否定するに違いないって。</p> <p>石：あー。</p> <p>田：なぜなら絶対権力者とその子分だから。うん、 (00:55:47)</p>	
	<p>田：あの一、でもさ、逆にこれあれだよ、あの、例えば、報告・了承してませんと。しかも定期担保貸付、預金担保も自分でやりましたっていうふうに、もしなったら、さっき言ってるように、起訴決議、強制起訴の可能性が高くなるよね。</p> <p>石：やっぱそんなもんですかね。</p> <p>田：だってあんた。その一、あなたが審査員だったらどう思う。それ読んだら。もう絶対権力者の面目躍如ってふうに見えますよね。</p> <p>石：うーん、いや、(報告自体を)否認はしないですけど。</p> <p>田：だから、いや、俺はね、絶対強制起訴、例えば検察庁でできれば起訴したいとかね、それがかなわなくても必ず強制起訴をして、小沢一郎を裁判にけたいと、僕は思っていないわけ、前から言っているようにね。だから今置かれた局面でどうするのがベストかっていうことなんだよ、やっぱ。はっはっは。(04:05:30)</p>	

田代報告書	実際の録音	虚偽性
	<p>田：だから僕はこういう風にやるしかないと思うよ、で、これでね、別に<b>絶対的権力者</b>じゃないでしょと、うん。あの、ちゃんと石川さんは、逮捕されているときだけじゃなくて、こうやって話してるんだから、あの、別にその小沢さんの影響を受けて話をしていないことは一切ないと、いうところを示すしかないよね。逆に<b>後退させるっていうのは火に油だし、まあ積極的にさらに進めるってことは、まあありえないだろうし。</b>うん。で、何も調書取らないってわけにもいかないし。(04:20:43)</p>	
<p>しばらく沈黙した後 石川：分かりました。 <u>色々考えても、今まで供述して調書にしたことは事実ですから、否定しません。</u> これまでの供述を維持するということで、供述調書を作ってもらって結構です。</p>	<p>存在せず</p>	
<p>ただ、また、その供述調書がマスコミに漏れて、「石川議員が小沢氏の説明と矛盾する供述」などと書かれると困りますので、今日、私がそういう供述調書に署名指印したことは絶対に漏れないようにしてください。 本職：その点は、最大限配慮します。</p>	<p>田：それはいいよ。 あと、調書のことについては、よく上にも言ってくださいということは言っといたから。要するにね、石川議員がまた報告・了承認めて、小沢先生と食い違っているとかね、その今までの発言が支援者向けだとかね、そういうことを検察に言っているなんていうのはね、出るから署名したくないって本人が言っているんですよ、私は出ないように配慮するからと言って本人を説得して署名させているんだから、絶対にマスコミに出ないように言ってくださいよと、ということは部長に言っといた、はっはっは、うん。(04:36:43)</p>	
<p>私の発言を注意深く読んでいただければ分かりますが、私は、マスコミに対しても、小沢先生への報告・了承や担保貸付の説明を否定したことは一度もないんですよ」 「小沢先生への報告・了承はあったのか。」などという質問に対し、いつも、「詳しい報告や説明はしていません。」と答えるようにしているんです。 質問と答えとがかみ合っていないんですが、こう答えておけば嘘にはなりませんから。</p>	<p>田：報告了承してませんっていうのは、一貫しているじゃない、だからそこでいう、報告了承とマスコミのいっている報告了承がね、同じ意味か、違う意味かっていうのはわからないのよ、読んで、正確には…。 彼らはいかにもさ、ほんとの、がちがちの共謀があったような 石：だから、私が毎日新聞で答えたのは、細かいことをね、あの一全てね、報告して、それを了承というのとはしてないと、 田：うん。うん。 石：それは言ってますよ。ちゃんと。 田：そこは、うまくすりかえて答えてるんだね。 石：はい、そこはそうですね。 田：自分の言ったことを否定しないようにしながら、でも相手、その報告了承はしていないというような。うーん。(00:28:52)</p>	<p>報告書では、石川氏は、小沢氏への報告・了承や担保貸付の説明を一度も否定しておらず、「詳しい報告」をしていない(=報告や説明そのものはしている)。この噛みあわない返答を、石川氏が作為的に、あえてマスコミに誤解を誘発するようにやっているという意味合いで書かれている。 しかし、実際には、石川氏にそういう作為的な意図はなかったのに、田代が「それはそういう意味だろう」と、田代自身の解釈を押しつけ、石川氏は、そういうふうな解釈できる余地がありうることを認めているにすぎない。</p>

田代報告書	実際の録音	虚偽性
	<p>石：ただ、私、報告・了承はありませんって、私は毎日新聞に答えてないはずなんですよね。</p> <p>田：だから、細かい報告・了承、報告・了承があったんですかって聞かれたことに対して、細かいことは言っていないって答えてるから、だから、かみ合っていないでしょ。うん。</p> <p>石：そうなんですよね。細かいこと、概要は説明したけど、細かいことについては説明していないってことですよね。(03:05:00)</p>	
<p>(石川発言として) あとは、色々と威勢の良いことを言っているように見えるかも知れませんが、すべて支援者向けだと思ってご理解ください。</p>	<p>田：それは、なんていうかな、有権者向けっていうかさ、なんていうの、こう地元の支援者向け？なんですと。っていうところを調書に入れとくか？(00:28:52)</p> <p>田代：だからさ、一言さあ、<b>うちの幹部の精神安定剤として</b>、最後に具体的にね、あの発言はどう、この発言はどうなんて全然言う必要ないから…私はマスコミ向けにいるんなことしゃべってるけども、それはあくまで支援者向けのことでございますと。(1:22:45) P39</p>	<p>田代が提案したにもかかわらず、石川氏が自発的に述べたように書かれている点で虚偽</p> <p>これも石川議員ではなく田代の発言であり、かつ、幹部が怒っているので、機嫌を損ねれば石川議員の再逮捕もあり得るとほめかしたうえで、幹部の機嫌を取るために以下のような文言を入れるとの趣旨である。</p>

田代報告書	実際の録音	虚偽性
	<p>石：いや、あの地獄の20日間を思い出されるな一。 (略)</p> <p>田：(略) えーと「マスコミなどに対し、収支報告書の記載などについての」、「私自身の犯意を」、あ「犯意や」点、「小沢先生に対する報告」点、報告了承などを否定していると解釈されかねない</p> <p>石：あ、ありがたいですね、そこ。 (略)</p> <p>田：(略)「ありましたが、私も、国会議員として」えー「政治活動を行っている以上」うー「支援者に」、「支援者向けの」だ。な。「支援者向けの発言をせざるを得ないことをご理解ください」ぐらいにしようかな。</p> <p>石：はい。</p> <p>田：「ご理解ください」</p> <p>石：吉田部長にまた怒られるかもしれませんけど。吉田副部長に。</p> <p>田：いや、大丈夫。こういうことをちゃんと分かって言ってんだっただいいのよ、彼は。</p> <p>石：はい。</p> <p>田うん。じゃなくて気が変わってさ、俺は何も悪いことをしていない、とか犯罪を犯してないとかいう気持ちになってると許せなくなっちゃうんだよ。</p> <p>石：なるほど。だけど、吉田副部長にお伝えいただきたいのは、私も、その、ものすごいその、あの当時からわかっていたと思っていますけど、こんな犯罪を犯して俺大丈夫なのかと思ってやったようなことじゃないっていう、それが犯意がない、意図がないって、だから小沢さんから4億円預かってそれを記載しなかったなんていうことを、あの一、どっちの4億円かは別にしてね、その収支報告書の不記載を、全く記載してませんなんていうのを言ってるわけじゃないんで。(03:40:23)</p>	<p>今までの指摘のように、石川氏は一貫して犯意を否定しているにもかかわらず、田代は、供述を変更すると石川氏自身に不利益があり、また、検審の起訴議決を引き出すことになると執拗に説得し、供述を維持させている。その結果、石川氏がしぶしぶ供述を維持することを承諾したのが実際の取調べであるが、ここで田代は、石川氏がメディアに対して犯意がないことを表明したことにも言及して、脅迫によって、これを実質的に取り消させ、石川氏が全面的に犯行を認めたかのような調書を作ろうとしているに過ぎない。</p> <p>そしてその調書とは、石川氏が実際に話したことでなくてもなく、田代が一方向的に口述したものを、石川氏に署名させたに過ぎない。</p> <p>しかし、調書とは別に作成されている報告書が、もし、田代が主張するような内部文書であるならば、そういった供述調書には現れない内幕が記されるべきであるが、むしろ、供述調書の虚構性を補強するような報告書である。このことは、まさしく、この報告書が単なる内部文書ではなく、検察審査会に提出するためのものであることが明確に疑われる。</p>
<p>5. 上記のとおりのでのやりとりの後、従前の供述を再度確認した上、石川の面前で、本日付け供述調書を口述して録取し、読み聞かせ、かつ、聞読させたところ</p>	<p>田：ちょっと日本語おかしいところあったら言ってね。</p> <p>石：いや、全部否認したいですけど、できれば全部否認したいですけど。</p> <p>田：はっはっは。(04:08:23)</p>	<p>この箇所だけで、田代の報告書がすべて虚偽であり、記憶の混同などという言い訳が通らないことは明らかである。</p>

田代報告書	実際の録音	虚偽性
<p>間違いありません。 署名させていただきます。 と言って、同供述調書末尾に署名指印した。</p>	<p>石：はい。 田：じゃ、いいですか。内容をもう一回(聴き取り不能)日本語変だと恥ずかしいから。 石：私からしたら、全部変に思えるんですけど、 田：え。うーん。 石：小沢先生、不起訴になった時点で、ほっとしたんですけどね。 田：それはだからさ、あの石川さんの供述がさ、やっぱり功を奏したんだよ。あれ完全に全員が本当に完全否認でいったらさ、不当に起訴されちゃう可能性があったからね。 石：うーん、 (沈黙) 石：は一。 (沈黙) (04:09:30)</p>	<p>その上で、調書の案文の読み聞かせの後、石川が署名を渋っているのに対し、田代検事は、改めて、「<u>石川が被告人に対する報告了承を否定すれば、起訴議決の可能性が高くなる。被告人が当初不起訴となったのは、石川が被告人の関与を認める調書を作成したからだ。</u>」などと述べて、署名を促している。</p> <p>これらの調書作成の経緯によれば、石川が調書の作成に応じたことには、田代検事の前記の取調方法が影響しているものと認められる。(別添資料7参照)</p> <p>(すなわち、供述調書そのものも東京地裁が以上のように認定し、特信性が否定され、証拠却下されたものであった)</p>
	<p>田：うんうん。まあでもここまで今現在起訴されてないし、起訴にもなっていないわけだから。一応なんていうかな、あのーまだ望みは捨てない、捨ててない、捨てる必要もないし、<b>一応だから我々の作戦は功を奏しているというふうを考えていいと思うんだよね。</b>もっと早い段階で、そら、起訴になっている可能性はいくらでもあったわけだから。(1:22:45)</p>	